破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第４号
新潟県佐渡市中原４番地12
債務者　加藤　　廣
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　廣田　貴子
4　破産債権の届出期間　平成23年５月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査の期日　平成23年６月27日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
新潟地方裁判所佐渡支部

平成２３年（フ）第４９４号
愛知県春日井市浅山町２丁目１番31―606号
債務者　落合　　衛
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石川　恭久
4　破産債権の届出期間　平成23年５月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月23日午後２時
6　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６９号
島根県松江市朝日町473番地　サンハイツ岩田201
債務者　佐々木松郎
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　桐山香代子
4　破産債権の届出期間　平成23年５月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月21日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１１号
北海道紋別市花園町６丁目10番　花園けいパークＡ―２、住民票上の住所北海道標津郡中標津町計根別北１条西２丁目３番地１
債務者　登　　勝彦
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤明日佳
4　破産債権の届出期間　平成23年５月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月24日午後１時40分
6　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで
釧路地方裁判所根室支部

平成２３年（フ）第１２号
北海道標津郡中標津町計根別北１条西２丁目３番地１
債務者　下地　一男
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤明日佳
4　破産債権の届出期間　平成23年５月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月24日午後１時50分
6　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで
釧路地方裁判所根室支部

平成２３年（フ）第２０３号
北九州市八幡東区山王３丁目８番６号
債務者　髙木　清隆
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原田　　徹
4　破産債権の届出期間　平成23年４月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月14日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成23年６月29日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第７２号
島根県松江市八雲町日吉290番地７
債務者　長浦　伸哉
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高野　孝治
4　破産債権の届出期間　平成23年５月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月26日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２０号
山形県東田川郡庄内町狩川字薬師堂西63番地
債務者　鶴巻　光記
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　　栄
4　破産債権の届出期間　平成23年５月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年７月４日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２３年（フ）第７５４号
横浜市南区睦町１丁目６番地17
債務者　荒井　孝雄
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　正穂
4　破産債権の届出期間　平成23年５月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年６月８日午後１時40分
6　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３８８号
埼玉県上尾市富士見２丁目16番30号　富士ニューハイツ105
債務者　田島　平八
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　大悟
4　破産債権の届出期間　平成23年５月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年６月27日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第３４４号
埼玉県幸手市大字中川崎64番地２
債務者　三野輪和夫
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　　聡
4　破産債権の届出期間　平成23年５月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年７月４日午前11時45分
6　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１６１号
静岡県掛川市葛ケ丘２丁目10番地の６
債務者　洲脇　康二
1　決定年月日時　平成23年４月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉山　一統
4　破産債権の届出期間　平成23年５月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年６月21日午後２時
6　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第５８号
長野県千曲市大字屋代3143番地３　高ケ原団地２―303号、前住所長野県千曲市大字稲荷山654番地５
債務者　小林　文晴
1　決定年月日時　平成23年４月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村上　　晃
4　破産債権の届出期間　平成23年５月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年６月30日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３００６号
神奈川県横浜市中区元浜町２丁目13―１―605
債務者　リチャードこと　スカグリアリーニ　リチャード
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上沼　紫野
4　破産債権の届出期間　平成23年５月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年７月４日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成23年７月４日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４２８２号
東京都渋谷区代々木２丁目41―２―210
債務者　松崎　孝治
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村瀬　孝子
4　破産債権の届出期間　平成23年４月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年７月８日午後２時
6　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
東京地方裁判所民事第20部